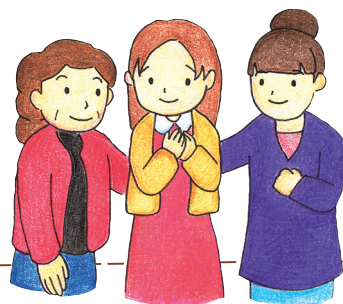


ひ がい しや 犯罪被害者等



不幸にして犯罪の被害に遭われた人やその家族、遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、犯罪そのものによる直接的な被害だけでなく、精神的ショックや経済的困窮、周囲の人の配慮のない対応など、様々な二次的被害に苦しめられることが少なくありません。

犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すことができるよう、社会全体で支えていくとともに、犯罪被害者等が置かれている状況や、犯罪被害から平穏な生活を取り戻していく上で必要な配慮や支援の重要性について、私たち一人ひとりが理解を深めていくことが大切です。

ひ がい しや 犯罪被害者等の抱える様々な問題



直接的被害 (一次被害)	<ul style="list-style-type: none"> ● 命を奪われる ● 身体を傷つけられる ● お金や物などの財産を奪われる
事件後に 直面する問題 (二次被害)	<ul style="list-style-type: none"> ● 心身の不調（事件・事故に遭ったことによる精神的ショック・身体の不調） ● 生活上の問題（治療費の負担や失職・転職などによる経済的困窮） ● 周囲の人の言動による傷つき（安易な励ましや無責任なうわさ話、過剰なマスクミの取材・報道によるストレス・不快感） ● 加害者からの更なる被害（報復の不安や恐怖、不誠実な言動による苦痛） ● 捜査、裁判に伴う負担（捜査や裁判の過程における精神的・時間的な負担）

また、次のような症状は、年月が経ってから現れることがあります。

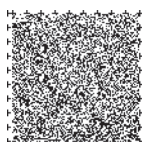
- 事件・事故のことが頭から離れない
- 恐怖・不安を強く感じる
- 人に会うのがつらい
- 自分を責め続ける



ひ がい しや し えん 犯罪被害者等支援について

平成17（2005）年4月に犯罪被害者等に関する基本理念を定めた「犯罪被害者等基本法」の施行に伴い、同年12月に犯罪被害者等のための施策の大綱を定める「犯罪被害者等基本計画」が策定され、4つの基本方針と5つの重点課題が示されました。平成23（2011）年3月には、犯罪被害者等の権利利益の保護が一層図られる社会を目指して「第2次犯罪被害者等基本計画」が策定されました。

広島県では、国、市町などの関係機関や民間被害者支援団体等と連携して、保健・医療・福祉サービスや、住居・雇用・労働・教育など多岐にわたる犯罪被害者等支援施策を総合的に推進しています。





もしも犯罪の被害にあったら、一人で悩まないで

■広島県では、犯罪被害者等支援総合窓口を設置しています。

●犯罪被害者等支援総合窓口 ☎082-513-5255

支援を行う関係機関・団体についての紹介や情報提供を行っています。

【場 所】県庁南館2階 県民活動課

【受付時間】平日 月～金曜 8:30～12:00,13:00～17:15

※面接相談は、事前にお電話ください。

県内を中心とした関係機関・団体が行っている様々な支援の内容や連絡先等の情報を掲載した「犯罪被害者支援ハンドブック」を広島県ホームページでご覧いただけます。

広島 犯罪被害者支援 ハンドブック [検索](#)

■広島県警察本部（警務部警察安全相談課被害者支援室）では、今後の対処方法についてのアドバイスや情報提供をしています。

●警察安全相談電話 ☎082-228-9110

●性犯罪相談110番電話 ☎0120-72-0110

【受付時間】いずれも平日 8:30～17:15

※緊急の場合や事件の通報は、110番又はお近くの警察署へ

■公益社団法人 広島被害者支援センターでは、犯罪や事故に遭われた人やその家族のサポートを行っています。

●公益社団法人広島被害者支援センター ☎082-544-1110

【場 所】広島市中区立町1番24号（有信ビル6階）

【相談日程等】月・水・木・土曜 10:00～16:00 ※祝日、8月13～16日、12月28～1月4日を除く

身近な人が被害にあったら ～あなたにもできること～

被害に遭った直後は、多くの方が、気持ちが動転していて、何をすればよいのか、判断できない状態にあります。まずは、相談窓口を利用するようすすめてください。

信頼できる周囲の人の支えが、大きな助けになります。ただし、そっとしておいてほしい犯罪被害者等もおられます。あなたにできることを探してみてください。

4コマで知る!

犯罪被害者の被害

犯罪被害者の方が抱える問題について紹介します。

